

社会福祉法人はなぶさ定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (ア) 保育所の経営
- (イ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ウ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (エ) 一時預かり事業
- (オ) 小規模保育園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人はなぶさという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の子育て世帯及び日常生活または社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市玉湯町湯町 1714 番地 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事、法人事務局員、外部委員の中から合計 3 名で構成する。但し、必ず外部委員を含むものとする。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が半数以上出席し、かつ、外部委員が半数以上賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新

たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準についての承認
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (4) 法人の解散・合併

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事、監事又は評議員がその任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任の免除については、総評議員の同意によってのみ議決することができる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

5 理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

6 理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を超えない場合には、第 4 項の規定にかかわ

らず、議決に加わることのできる評議員全員の同意を得たうえで、役員候補者全員について一括して議決することができるものとする。

- 7 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 3 議事録及び第14条第7項にかかる書面又は電磁的記録は、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事6名
- （2）監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうちから3名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその他正当な理由がある場合として法令で定めるところによる場合には、この限りではない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、法令及び理事会において定める監事監査規程に基づいて、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 22 条 理事対して、各年度の総額が 2400 万円を超えない範囲で、役員報酬規程に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が 2400 万円を超えない範囲で、役員報酬規程に定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定契約)

第 24 条 この法人は第 14 条第 2 項第 3 号に定める規定にかかわらず、理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害の法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は第 14 条第 2 項第 3 号に定める規定にかかわらず、以下の各号に掲げるもの以外の理事又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害の法人に対する賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合には、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める最低限度額のいずれか高い額を限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

- (1) 理事長
- (2) 業務執行理事
- (3) 業務を執行したその他の理事
- (4) 職員兼務役員

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置くことができる。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長又

は業務執行理事が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

3 法令の定め又はその他の理由により、理事長が議長になることができない場合は、理事会において互選によって議長を選定する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 島根県松江市玉湯町湯町 1714 番地 1、1715 番地 1 所在の鉄骨造かわらぶき 2 階建認定こども園玉湯さくら保育園園舎 1 棟（1 階 385.40 平方メートル、2 階 342.00 平方メートル、延面積 727.4 平方メートル）。鉄骨造陸屋根 2 階建 認定こども園 玉湯さくら保育園園舎 1 棟（1 階 38.99 平方メートル、2 階 201.72 平方メートル、延面積 240.71 平方メートル）総合計（1 階 424.39 平方メートル、2 階 543.72 平方メートル、延面積 968.11 平方メートル）
- (2) 島根県松江市玉湯町湯町 1721 番地 1、1720 番地 1、1722 番地 1 所在の鉄骨造かわらぶき 2 階建 認定こども園 第 2 玉湯さくら保育園・さくら児童クラブ（1 階 473.75 平方メートル、2 階 477.75 平方メートル）延面積 951.5 平方メートル。
- (3) 木造かわらぶき 2 階建 玉湯さくら乳児保育園園舎 1 棟（1 階 79.6 平方メートル、2 階 63.0 平方メートル、延べ床面積 142.6 平方メートル）
- (4) 松江市玉湯町湯町 1715 番地 1、宅地、757.24 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会の承認を得て、松江市長の承認を

得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松江市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法（経理規程内の資産管理規程）により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき

は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松江市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松江市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人はなぶさの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(情報公開)

第44条 この法人は、以下の各号に掲げる書類をインターネットの利用により遅滞なく公表する。

- (1) 定款
- (2) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (3) 現況報告書（個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除く。）

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉野 英男
理 事	原 準一
〃	足立 裕
〃	福田 久
〃	川田 昭
〃	五百川明子
〃	錦織 健二
監 事	中村 誠
〃	吉岡 忍

附 則 この定款は平成22年8月20日から施行する。

附 則 この定款は平成23年4月14日から施行する。

附 則 この定款は平成24年9月7日から施行する。

附 則 この定款は平成26年2月24日から施行する。

附 則 この定款は平成26年5月23日から施行する。

附 則 この定款は平成 26 年 9 月 3 日から施行する。

附 則 この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 5 条で定める評議員の人数は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、4 名以上とする。

附 則 この定款は平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 この定款は平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 この定款は平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 この定款は平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 この定款は令和元年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この定款は令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則 この定款は令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 この定款は令和 5 年 11 月 24 日から施行する。